

## 実行方 法

一總同盟、友誼團體、社民黨と協力して輿論を喚起し要求運動を起す

## 第十一號議案

### 一工場法改正要求文件

提 著者 本 中 爰 部

### 改正要旨

- 一工場法摘要範圍（十名以上）を削除すること
- 二公傷病は工場法に依り、健康保険法より独立せしむること
- 三施行令第七条の扶助規定の増額並上扶助料支給の標準日給と最低一円五十銭とすること
- 四施行令第七条（傷害扶助料を支給すべし）における即時支給すべしと改正する事
- 五防衛産業に於ける職業病たる  
一脚 気 二呼吸器病 三肺結核

之公傷と認めしりること

### 第十二號議案

### 一健康保險法の改正文件

提 著者 北 第二支那  
說明者 廣 井 庆 三

### 改正要旨

- 一健康保險法の摘要範囲の拡張
- 二被保険者の負擔額を減少し、政府三、資本家二、被保険者一の割合改正する事
- 三施行令第三条の標準日額の算定を左の通りとする事  
一二三級の平当金は余りに少額で、充當治療は不可能であるから、以上一般に属する者の平当の支給額は五級に繰入する事
- 四施行令第七十九条左の通り改正する事  
第七十九条の一二三号全部削除し左、一二号を制定する事
- 一主として被保険者に依り生計を維持する者無き場合標準報酬日額を百分の四十
- 二被保険者は依り生計を維持する者一人以上有る場合